

○ 政策目標 7 - 1 : 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源配分機能を果たしています。政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。今後も、政府関係金融機関等が経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。

また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的・効率的な検査等を行います。

(参考) 政府関係金融機関等とその役割

○ 財務省所管の政府関係金融機関等

(1) 株式会社日本政策金融公庫

国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融並びに危機対応（内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害について主務大臣による危機認定がなされた場合の「指定金融機関（用語集参照）」に対する信用供与）を行う政府関係金融機関。

(2) 株式会社国際協力銀行

重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球環境の保全を目的とする海外事業を促進し、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行う政府関係金融機関。

(3) 沖縄振興開発金融公庫

沖縄における産業の開発を促進するなど、沖縄の経済の振興と社会の開発に貢献するための資金供給を行う政府関係金融機関。

(4) 株式会社日本政策投資銀行

長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とした機関。

(5) 株式会社商工組合中央金庫

中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図ることを目的とした機関。

○ 財務省所管の政府関係金融機関類似の金融業務

財務省所管の政府関係金融機関類似の金融業務を行う独立行政法人については、中小企業基盤整備機構、情報通信研究機構、農林漁業信用基金、奄美群島振興開発基金、住宅金融支援機構及び国際協力機構があります。これらの法人の業務の実績に関する評価については、財務省ウェブサイト

(https://www.mof.go.jp/about_mof/agency/doppo/index.htm) を参照。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政7-1-1：政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保

政7-1-2：政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

関連する内閣の基本方針

- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）
- 「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）
- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）」（平成29年12月22日閣議決定）
- 「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）

施策 政7-1-1：政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保**取組内容**

政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要です。

「経済財政運営と改革の基本方針2017」、「未来投資戦略2017」、「新しい経済政策パッケージ」等を受けて、現下の経済情勢等を踏まえ、中小企業・小規模事業者の生産性向上を促進し、その活力を引き出すことで経済の好循環を確立するため、日本政策金融公庫において、創業期の中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化支援等のための財務基盤の強化といった措置を講じてきたところです。また、「未来投資戦略2017」に沿って、創業前後における地域金融機関との連携・協調の優良事例について、収集・分析・発信を行っています。今後も、創業や事業承継を行う中小企業・小規模事業者への支援等に注力し、民間金融機関との連携・協調を図りつつ目利き力を発揮して、経営改善に積極的に取り組む中小企業等を支援することで、地域経済の活性化等に寄与していきます。

また、平成27年度に改正された「株式会社日本政策投資銀行法」（平成19年法律第85号）により創設された特定投資（地域経済の活性化や企業の競争力強化等に貢献する成長資金の供給を促進するため、成長資金を時限的・集中的に供給する仕組み）について、「未来投資戦略2017」等において、民間からの成長資金の供給を促すため、政府関係金融機関等を積極的に活用するとされていることを踏まえ、この特定投資を通じ、成長資金の供給を促進してきたところです。今後も、より一層、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に貢献する成長資金の供給を図っていきます。

そのほか、「経済財政運営と改革の基本方針2017」等も踏まえ、東日本大震災及び熊本地震等からの復興に貢献するよう、指定金融機関（日本政策投資銀行・商工組合中央金庫）において、危機対応業務として、日本政策金融公庫からのリスク補完措置を受け、円滑な資金供給を実施しています。（注）危機対応業務のうち「デフレ脱却等」は29年度末に終了。

特に、東日本大震災については、日本政策金融公庫において、

- 1 影響を受けた中小企業等の資金繰り支援策として、平成23年度に創設した「東日本大震災復興特別貸付」や「東日本大震災復興緊急保証」の継続
- 2 被災地域における雇用拡大及び創業等に係る融資について、貸付利率の引下げの実施などの措置を講じているところであり、今後も「平成28年度以降の復旧・復興事業について」（平成27年6月24日復興推進会議決定）を踏まえ、復興事業の出口を見据えつつ、引き続き被災企業の実態に則し、その資金繰りの円滑化を図っていきます。

また、熊本地震については、日本政策金融公庫において、「平成28年熊本地震特別貸付」や被災地域における創業に係る融資の貸付利率の引下げ及び「セーフティネット保証第4号」（通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証）の措置を継続しており、引き続き被災企業の資金繰りを支援していきます。

（参考）株式会社国際協力銀行が行う業務については、政策目標6-2（施策6-2-2）で記載。

定性的な測定指標

[主要] 政7-1-1-B-1：中小企業・小規模事業者への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化

（平成30年度目標）

中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業の実施を確保します。

	(目標の設定の根拠) 「未来投資戦略2017」等を踏まえ、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援する必要があるためです。
	[主要]政7-1-1-B-2：地域経済の活性化や企業の競争力強化等に貢献する成長資金の供給の強化
	(平成30年度目標) 成長資金の供給業務の実施を確保します。
	(目標の設定の根拠) 平成27年度に改正された「株式会社日本政策投資銀行法」及び「未来投資戦略2017」等を踏まえ、企業間連携や休眠技術の活用などの企業の成長に向けた積極的な取組を支援する必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	○参考指標 1 「政府関係金融機関の出融資計画額（補正後）の推移」
	○参考指標 2 「政府関係金融機関の融資実績・残高の推移」
	○参考指標 3 「政府関係金融機関の金利の推移」
	○参考指標 4 「政府関係金融機関の平均貸付期間（新規貸出し）」

施策	政7-1-2：政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保
取組内容	政策金融の機能が的確に発揮され、その政策目的が実現されるためには、政府関係金融機関等において、財務の健全性及び適正な業務運営が確保されていることが重要です。 そのため、主務大臣において、業務の状況等について報告を求め、また、検査を的確に実施することにより、各機関の財務状況や業務運営の適切性を正確に把握し、必要かつ適切な監督を行います。 政府関係金融機関等に対する検査の実施に当たっては、財務の健全性及び透明性の確保を一層推進する観点から、民間金融機関を検査している金融庁のノウハウや専門性を活用するため、平成15年度からリスク管理分野に関する検査を金融庁に委任しています。 主務省としては、金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、 1 政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、 2 上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善を図ります。 これらの取組に当たっては、問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明に努めるとともに、指摘根拠の明示や改善を求めるべき事項の明確化を図ります。 特に、株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務における不正行為事案については、中小企業庁や金融庁等の関係省庁と緊密に連携しつつ、主務省共同検査や二度の業務改善命令（平成29年5月及び10月）を実施しており、今後、「商工中金の在り方検討会」の提言（中間取りまとめ）等を踏まえ、持続可能なビジネスモデルの構築やガバナンスの強化の取組がなされるよう、業務改善計画の策定・実行等について適切な監督を行い、適正な業務運営の確保を図ります。 なお、政府関係金融機関等においても、不良債権などの開示について、リスク管理債権や「金

融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)に基づく開示債権を公表するなど、その充実に引き続き取り組んでいきます。

定性的な測定指標

[主要] 政7-1-2-B-1: 政府関係金融機関等に対する検査の的確な実施

(平成30年度目標)

「平成30検査事務年度・検査基本方針」及び「基本計画」に従い、深度ある検証を行います。

(目標の設定の根拠)

株式会社日本政策金融公庫法等、各政府関係金融機関等の根拠法令に基づき、金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、財務の健全性及び法令等遵守態勢を整備・確立するなど適正な業務運営の確保を行う必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「政府関係金融機関への検査実績件数」
- 参考指標 2 「政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数」
- 参考指標 3 「政府関係金融機関の延滞率の推移」

政策目標に係る予算額	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度当初	平成 30 年度行政事業レビュー番号
(項) 政策金融費	73,645,843 千円	131,615,723 千円	73,983,480 千円	65,336,796 千円	
(事項) 政府関係金融機関の運営に必要な経費	73,560,000 千円	131,536,000 千円	73,904,000 千円	65,255,000 千円	
新創業融資等実施事業(注2)	13,760,000 千円	54,336,000 千円	20,104,000 千円	14,755,000 千円	0052
中小企業信用保険事業	59,800,000 千円	77,200,000 千円	53,800,000 千円	50,500,000 千円	0053
(事項) 危機対応円滑化業務に必要な経費	85,843 千円	79,723 千円	79,480 千円	81,796 千円	
危機対応円滑化業務	85,843 千円	79,723 千円	79,480 千円	81,796 千円	0054

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 7-1 に係る予算額を記載しています(予備費は含まず)。

(注2) 平成 30 年度の行政事業レビューにおいては、「新創業融資等実施事業」に「セーフティネット貸付等実施事業」を統合することを予定しています。

担当部局名	大臣官房政策金融課	政策評価実施予定時期	平成 31 年 6 月
-------	-----------	------------	-------------